

第8回「上海 IPG」会議 議事録

時：2004年1月7日

場所：上海万豪虹橋大酒店

司会進行：水田賢治

（ジェトロ上海センター）

水田賢治（ジェトロ上海センター）

新年明けましておめでとうございます。ただいまより、「第8回上海IPG会合」を始めます。本日はIP権利集の進捗状況についての報告、その後、ジェトロ北京知的財産権室長の日高より講演、さらに、サントリーの竹本課長からの講演となっています。

初めに、上海IPGグループ長の津田グループ長より、一言ご挨拶をいただきます。

津田小亮グループ長（住友化学）

皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。今回第8回上海IPG会合を迎えるわけですが、この会合も年々その活動も非常に活発化し、また、内容も非常に有意義で盛りだくさんな内容になってきていると思います。これは偏に、運営に携わっている方々、また、会員皆様方のご協力によるものですので、2004年も是非、上海IPG会合にご協力くださいますようお願い申し上げます。簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

続いてIP権利集、摘発支援情報集の進捗状況報告を上海IPGの模倣品対策プロジェクトリーダーの宇野さんからお願いします。

宇野元博氏（オムロン）

皆さんこんにちは、オムロンの宇野です。今日はIP権利集、摘発支援情報集の進捗状況についてお話しします。

皆さんにお配りしている2枚もののペーパー、IP権利集、摘発支援情報集の進捗状況に沿ってお話をいたします。別紙の表のとおり非常にたくさんの方々の協力をいただき、上海IPGで合計31社、北京IPGで18社、合計49社が摘発支援情報集、IP権利集に掲載されています。非常に力強い、日系企業の力を結集した1つの資料が出来上がると考えております。

掲載例は出光、NSK、マクセル、コクヨです。まず出光さんから紹介しますと、皆さんご存じのように「商標の例」ということで、このような形でやりたいと。いちばん最初はオムロンの例を出しましたが、ほとんどそれに沿って、非常にきれいに作っていただきました。感じとして商標がここに、出光さんのマーク、ロゴですが、こういうものを中心

に3つの商標を載せ、商標登録番号をそれぞれ付け、あとは連絡先と実際に使われている商品例です。商標の理解を助ける意味で商品例を載せております。

マクセルは、これも非常にきれいに作っていただいております。若干フォームが違いますが一応ルール通り商標は3つまで載せていただきました。これに関しては、こちらに商標名、こちらに登録番号。先ほどは縦書きでしたが、これでは横のほうに書かれております。

いちばん最初に申し上げていたのですが、いろいろなフォームを統一する関係上、先日IPGプロジェクトのミーティングを行い、ちょっとこれは削除したほうがいいのではないのというのは、職権というか何というか、内容に変更のない限り不要としている部分があります。特に内容等に大きな変更が生じる場合、中身の意味が変わってくるような場合は、おそらくミスタさんから連絡が来ていると思いますが、了承をいただいた上で修正するというスタイルで、いま修正作業を行っております。

NSKさんは、これはいちばん目立ちましたが、ここに商標と商標の登録番号があります。有名な会社はほとんどそうだと思いますが、1つの商標をいくつもの分類に登録されている場合、または1つの商標を、例えば第9類（電機）では、さまざまな家電及び部品を登録していたり、それぞれがいろいろな形で1つの商標にいくつも登録番号が書いてある場合があります。これも話し合ったのですが、やはり1対1対応にしよう。

つまり、権利を権利集ということでスタートしておりますので、権利というものはどういうものかを考えると商標権に行きつくだらうと。それでは商標権というのはどういうものかということ、いくつかの指定商品があって1つの番号が付けられているという解釈をしました。いろいろな考え方があってもめたりもしましたが、最終的には、1つの商標に1つの登録番号を載せる、それが最大3つまでとなっております。複数書いた所に関しては、若干、削除をお願いすることになります。つまり、いちばん載せたい番号を載せることにします。代表例ということですので、それ以外の「前書」あるいは「注意書」の部分で、あくまで、これは会社の代表的な商標であって、掲載されているもの以外にもいっぱいあるのだということは、どこかの段階で補足的に説明をしておきたいと考えております。

コクヨさんは、これは意匠の例として紹介しています。意匠のほうはもめるところがほとんどなく見本どおりに作っています。我々プロジェクト内でチェックしましたがほとんど直すところはなく、そのままの形です。若干、用語の統一等で修正を入れる部分がありますが、ほぼ皆さんから出されたとおりに掲載することになるであろうと考えております。

意匠の例で言うと、左側は出願図面、また代用写真の掲載をお願いし、右側は、実際の図面に対応する実物商品の参考図です。

事例紹介は以上で、これらをそれぞれ集めた上で1冊の本にする。そして、レジユメに戻りますが、3番「発行予定」ということで、2004年3月下旬を目標に作り上げていくことになっております。

一応、総会場でプロジェクトで検討した事項の進捗状況を報告することになって、ぶ

れている意見を修正する、また、いろいろな意見を伺うということでご紹介しております。1月5日にプロジェクトをやった結果、以下のことについて決めました。

（１）配布先。この配布先は中国全土の税関、工商局、技術監督局、版權局、公安をリストアップし、優先順位を付け直接訪問して説明する、また、郵送のみで行うといった、いろいろなアクセスの方法を考えてやっていきたいと思っております。皆さんご承知のように中国は大変広く、経済が非常に活発なところ、工商局等の活動が活発な所、そうではない田舎と非常に多くの都市があります。それらには、それぞれいろいろな諸機関があるわけですが、そこに1個1個訪問し1個1個お願いしても非常に非効率で大変ですし、また、そういうお金もありませんので、重要な所だけを直接訪問する、またはパイプの太い熱心な所を今後、優先順位を付けて訪問するかどうか、郵送だけにとどめるかを検討していきたいと思っております。皆さんからのご意見を別途いただきたいと考えております。

2004年3月下旬。ちょうどこれが出る時期になると思いますが、ジェトロの主催になるのでしょうか、浙江省で「IPRセミナー」を開催する予定であると聞いております。その場で、第1回目ということで何人かをピックアップし、また、その希望を募ってIPRセミナーで発表をしたいと。発表と同時に、お披露目というか初めてになると思うのですが、IP権利集、摘発支援情報集を配りたいと考えております。

（２）配布数。いまお話したとおり、中国各機関に数冊ずつ配布していきたいと考えております。もちろん掲載している企業、いま上海で31社ですが、協力いただいたということで配布したいと考えております。各社いろいろな思惑があるかと思いますが、これを模倣品対策の1つのツールとして、自社のツールとして活用する会社もあるでしょうし、また内向けに、特に社内向けにアピールされたい方もいると思っておりますので、一応掲載した企業には20冊、無償で配布することになっております。これがさらに40冊いる、100冊ほしいという場合は有償となっております。今回諸事情で掲載できなかった企業、どのようなものか様子を見て来年からという企業、バージョンアップした分からという方もいると思っておりますので、こういう方には各1冊ずつ、会員の皆様には無償で配布することになっています。

（３）原稿の中身の検討。これにはだいぶ時間を費やしましたが、それほどドラスティックに大きく変更をしなければならないところはなかったです。商標権利書が非常にややこしいというか、商標数なのか名称数なのか、登録番号及び商標数をたくさん書いている所などがありましたが、先ほど申したように、1対1対応の登録番号に対応した商標にし、それで北京IPGとも調整がとれましたので、従来原則どおりやると。今後進めていく中で、バージョンアップした分からは、もっとこうしたほうがいいのではないのといったことが出てくるかと思いますが、何せこれは初めての企画ですので最初はいろいろな問題も含んでいるかと思っております。バージョンアップした第2版、第3版については、至らなかつた点を工夫し、さらに完成度の高いものを目指して作っていきたいと考えております。

あと、商標編、意匠編、著作権編といった中身の構成の話です。どういう順番にするか、

例えばアルファベット順にしよう、ピンイン順にしようといった案もありましたが、見やすさを最大限考慮に入れるということです。いまのところは、商標編、意匠編を分け、それを業種別に並べていこうという案が出ています。また、意匠と商標を一緒くたにし、会社ごと、業種ごとに分けて並べようという案もあります。しかし、北京IPGのほうでもいろいろな意見がありますので、今後事務局のほうで調整をとっていただき、最終的にいちばん見やすい形でまとめていきたいと考えております。

以上が1月5日にプロジェクトメンバーが集まり検討した結果報告です。ほぼこれでいくと聞いていますが、製本の最終的な完成本を作るに至って非常に細かい事務作業があります。例えば序文を付けるとか付けないとか、巻頭言をどうしようとか、誰に書いていただくとか。案としては総領事に書いていただくとか、または中国政府関係者に、何かお墨付きがもらえたらいいなとかといった案があります。この辺は、原稿の見本を作って、集めて、加工するという段階で非常に労力をとられているものですから、まだそこまでは至っていないのが現状です。この辺を詰めて、関係者、政府関係者等で協力いただける方をお願いをし、2月いっぱいぐらいに完成版ドラフトを作り、製本化したいと考えております。

いずれにしても、お尻のほうはほぼ確定しており、先ほどご紹介した浙江省の「IPRセミナー」がありますので、そのデッドラインが決まっており、お尻に火がついた形ではあるのですが、今後も皆様のご意見、またご協力をいただき、さらに工夫して良いものを作っていきたいと思っておりますので、今後ともご支援のほう、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上ですが、もしご質問等がありましたら、よろしく願いします。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

これまでのご説明で、何かご質問等ありますか。

竹本一志氏（サントリー）

IP権利集の発行元は、どちらになるのでしょうか。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

上海と北京と、両方とも共同でやっているということです。すべての日系企業にはならないのですが、日本企業の代表ということで、在中国日本商工会議所の名前で出すという方向で調整を進めているところです。

好田良弘氏（日本機械輸出組合）

頁数はどのぐらいになりますか。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

100～130 頁になると思います。

柴田望氏（マキタ）

商標数ですが、私は 2 個だと思って資料作成をしました。使用商標が 5 つぐらいありまして、今回 3 つまでということですが、これを 3 つに作り上げて再提出する時間はあるのでしょうか。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

締切りが 12 月 19 日でしたが、その後来た原稿もありました。上海プロジェクトの中では、1 月 5 日に会合があり、そのときに集まったもので最終と決めました。そこで認めてしまうと時間的に作業する余裕がないので、今回はこれでご了承願います。もし来年度も続けるということになったら、そこでご検討いただければと思います。

好田良弘氏（日本機械輸出組合）

1 年 1 回の更新を目標にされているという理解でよろしいですか。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

上海 I P G メンバーの中ではそういう声が出ております。上海は 31 社になっていますが、実はほかにも載せたいと言っている所がいくつかありました。ただ、「いま中国で訴訟をやっている関係で今回は見送りたい」とか、「時間的に間に合わないから出せない」といった話もありました。私は 1 社でも多くの方に参加していただきたいと思っていましたが、ある程度時間を区切ってやっています。今回の I P 権利集の成果物が非常に良いものになっていけば、次回も、今回の修正点を改善しながら、より良いものにしていきたいと考えています。是非、来年度も続けてやっていきたいと思います。

今日は北京 I P G の主要メンバーが何人かいます。当然、北京とも調整を図ってやっていくことですので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

日高賢治（ジェトロ北京センター）

皆さんが自分自身の力で権利を守っていくために日系企業が一致団結し、こういう行動に起こしたことは、多分、中国政府に対して相当なプレッシャーになると思っています。最初から 100 点満点ではできないでしょうが、とにかく行動を起こして、少なくとも日系企業のプレゼンスを高めていくという意味において、非常に有意義なことだと思っています。皆様方にはいろいろなご負担がかかるかもしれませんが、日本政府としても、資金面等で精一杯のご支援をしたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

いま宇野さんからいろいろご説明をいただきましたが、時間の限られた中で修正していく点と、このまま走る部分と、両方出てくると思いますが、是非、良いものを作っていきたいと思います。

進捗状況の説明があって、いま北京IPGの皆さんから出された原稿、18社分ですが、最終的に印刷は上海でやることになっています。印刷業者によると、3月下旬に製本したものを使うということになると、完成版を2月末ぐらいに渡さないといけないことになっていますので、1月下旬に春節があることを考えると、あまり時間がありません。その中で各社の原稿、それから、例えば日本政府、大使館、領事館のお墨付きとか、中国側のお墨付きをもらうのはなかなか難しいと思いますが、その辺は私もできる限り、場合によっては北京へ行って、北京とも協力し、できる部分はやっていきたいと思っています。細かい部分についてはメールでもご連絡しますし、次回の会合は3月なので、そのときは完成に近づいているような話になると思いますが、また個別にご意見等ありましたら、どこまで対応できるかは難しいですが、ご連絡をお願いします。

それでは講演会に移ります。「中国の知的財産権問題と日本の対応」ということで、ジェトロ北京知的財産権室長の日高から、これよりお話をさせていただきます。

【講演】

中国の知的財産権問題と日本の対応

ジェトロ北京知的財産権室長 日高 賢治

皆さま明けましておめでとうございます。ジェトロ北京センター知的財産権室におります日高と申します。初めてお目にかかる方も多いかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。久し振りに会う方は今年もどうぞよろしく願いいたします。今日は上海の水田から、3年近くお前も中国にいて知財の勉強をしてきただろうから、その総括をしる、ということでやって来ました。

3年弱、中国で知的財産権の専門家として駐在をさせられ、思うところをいくつかご紹介したいと思います。お手元にお配りした資料は、昨年末に日本でも何カ所か呼ばれて、ちょっと話をしる、というときに使った資料です。これを今日全部説明するつもりはありません。皆様には釈迦に説法の部分もいっぱいありますでしょうし、いくつかご紹介したいところはありますが、基本的に私の感じたところを率直にお話できればいいかなと思っています。私からは20～30分ほど話をさせていただき、できれば皆様方から、ご質問、要望を聞きたいと思っています。

私も3年近くの駐在期間になり、今年の春ないし夏までには、多分、日本に帰って来いということになるかと思っています。現地で非常にお困りの皆様方の声を、是非東京に、特

に小泉総理の耳に届けたいと思っておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

私は 1984 年に日本の特許庁という役所に入り今年で 21 年目になります。一貫して知的財産権の問題に携わってきました。とりあえず、専門家という立場で中国の問題をずっと見てきました。赴任当初、中国の実態についてはいろいろと聞いていたのですが、とにかくひどい。皆さんから聞く話、実際に町に出て、いろいろな現物、偽物はじめ、多くの人の知的財産権の侵害を見たときに、とにかくひどいなと思いました。日本では考えられないことが次から次に起こって、知財をずっとやってきて初めての体験をいっぱいしました。皆さんは実体験としていろいろなご苦勞をされておられるので、どういうところにその問題があって、企業として何をしなければいけないのか、ないし政府に、もっとこういうことをしてほしい、ということが多分あると思います。

日本でも説明をしましたが、中国の知的財産権の問題を考えるに当たって、これは知財の問題だけではありませんが、中国の仕組みについて皆さんもう一度、よく頭を整理されたほうがいいのではないかと思います。これは日本でも何度も繰り返し説明をしてきました。中国に駐在されて中華人民共和国憲法をじっくり読まれた方はいるでしょうか。私も何度も繰り返して読んでみました。前文から読んでいくと、立派な前文がずっと書いてあるわけですが、当然中華人民共和国憲法の国の成り立ち、中国共産党の役割等々が前文に立派に書いてあるわけです。

この国は憲法に明確に書いてありますように、「中国共産党が主導する国である、その下に全人代を置き、その下に行政である国務院と司法である人民法院を置く」と明確に書いてあります。日本で当たり前のように生活をされている、今まで友好関係にある友だちが、西側の先進国であることが多い日本人家族にとっては、三権分立は当たり前ではないか、という感覚に陥りやすいと思いますが、中国ではあくまでも共産党が主導する国であって、行政や司法はその指導下に置かれるということです。したがって、行政や司法の独立はありません。

多くの判例を見ても、どうもこの論理で展開されていて結論がこうなるのはおかしいではないか、というのも見受けられるわけです。それははっきりした証拠があるということが言えないにしても、明らかに共産党、ないし特定の権力を持つ個人の主導の下に裁判が行われる、ないし判決が出る。これは我々にとって、おかしいではないかという感覚を持つかもしれませんが、この国では憲法に規定されているように、これは正しいことなのです。正しいというより、当たりの前々のことを行っているだけなのです。したがって、この国で法律をきちんと運用し司法に正しい判断を委ねようと思っても、別の力学が働くことを十分考えた上で行動することが必要だ、ということをお私はこの 3 年間で痛切に感じました。皆さんが法律に基づいて行動される場合でも、法律に書いていない、ないし法律の解釈をめぐる問題が起こったときに、必ずこの図の図式に従って力学が働くことを念頭に置いて行動されることをお勧めしたいと思います。

最初に中国企業のとんでもない行動をいっぱい見るにつけ、ひどいなという感覚を持っ

ていたのです。ただ一方で、多くの日本企業が知的財産権の仕組みをよく理解せず、道徳ないし倫理観に基づいて腹を立てるといふか、感情的になる部分が多かったように感じました。知的財産権制度はあくまで法律です。法があり、規則があり、中国では司法解釈等があり、ないし行政による通達であったり、すべてルールに基づいています。したがって、このルールに基づかない以上、いかに道徳的ないし倫理的におかしいと言っても、これは救われません。これは世界中の知的財産権制度が法律ないし規則等に基づき運用されているわけですから、自分がその法律に基づいて瑕疵なく、権利を持っていない以上、それを捉えたからといって法律上救うことはできません。特に、中国という特殊な、特殊といふか我々には理解しづらい行動パターン、思考が働くところで性善説に立脚したり、道徳観念に救いを求めたりすることは全く意味がありません。したがって、現行法律に従わないものは誰も救われないということになります。

私は3年間の間に多くの日本企業の方に相談を受けました。もちろんしっかりやっておられて、それでも中国企業のとんでもない侵害行為に遭うことが非常に多いわけですが、そもそも知的財産権制度ないし自社の知的財産権を守るという取組みに問題がなかったのかという点では、多少問題があったように思います。ここにいろいろな相談を受けた中で、典型的な10パターンを例示しました。これは日本で講演したときに、皆さん自己採点をしてくださいと説明しました。10点満点で採点してみてください。どん詰まりに当たると思ったら1点、そうかなと思ったら0.5点、うちはきちんとやっていると思っただけの方はゼロ。これが7点以上だったら100%間違いなく偽物等の被害に遭っています。5点以上7点未満ならば、今のところはないかもしれないが将来、間違いなく被害に遭う。3点以上5点未満の方は、かなり危ない。3点未満の方は、それでも被害に遭う。これが中国だと説明してきました。皆さんも一度、暇なときに自己採点してみてください。

日本企業また日本政府を含め、こういう中国に対して何をしていかなければいけないか。いろいろなことをやっていかなければいけないのですが、少なくとも偽物取締りは中国政府も一生懸命やっています。この点について言うと、今回の上海IPGと北京IPGの共同プロジェクトのように、中国政府に対し批判だけではなく、とにかく協力していく姿勢が大事ではないかと感じました。過去に政府のミッション、業界のミッション、中国政府にいろいろな要請をしてきましたが、非常に抽象的であったり、余計なお世話であったり、いろいろなことをやってきました。こういうことが具体的な問題の解決につながるかどうかは、非常に疑問が、なきにしもあらずのほうが多かったと思います。

したがって、これからは、少なくとも偽物取締りに関しては、中国政府もしっかりやると言っていますし、国際公約ですから、かなり協力する姿勢が必要かなと感じました。先ほどの中華人民共和国憲法の仕組みではありませんが、中国はあくまでも外国であって、その仕組み、多くの社会の人々の考え方も日本人とは当然違います。したがって、中国はあくまでも外国であるという認識が必要ではないかと考えると同時に、すでに中国に進出をし投資をした企業は、中国企業であるという認識で中国政府との関係を築いていく必要

があると感じました。

上海にも多くの中小企業の方が進出されていると思いますが、この知的財産権に関しては、国籍や企業の大きさ、業種の差は全くありません。やることは法律に基づき、しっかり保全をし、法律に基づいて自分を侵害する者がいたら、それに立ち向かうしかありません。ただ、後ほど説明しますが、知的財産権制度が完璧かどうかは、私は中国問題を初めて体験をしていちばん大きく思ったところです。いま日本でも小泉総理の下に、知的財産戦略本部が設けられ、昨年からさまざまな取組みをやってきました。「戦略大綱」が最初ででき、「知的財産基本法」もでき、「知的財産基本計画」もできて、さまざまな改革が始まろうとしています。

ところが、小泉総理の下でできた大綱なり基本法なり、基本計画を読まれた方はいるでしょうか。私もじっくり見ましたが、なるほど小泉政権らしい内容でした。現在の知的財産権を遵守するという、いわゆるプロパテントの流れというのは1970年代後半から1980年代にかけて、アメリカ政府がとった国内産業の活性化ないし強行な通商政策であるプロパテントです。そのコピーと言えれば言い過ぎかもしれませんが、アメリカがやったことを日本も、ひたすら真似をしてやっている、としかみえませんでした。

アメリカがなぜ1970年代後半から1980年代にかけてプロパテント政策をとったかについて、若干ご説明します。当時のアメリカは日本やドイツの自動車、鉄鋼等々の大攻勢を受け国内産業が相当なダメージを受けました。そのときにアメリカ政府は、どうやって国内産業を再活性化するか、どうやって強いアメリカを再生するか、いろいろな議論が行われました。大統領の委員会でさまざまな議論が行われ、その中の1つに、アメリカは強力なプロパテント政策をとるべきだと国の重要な柱に据えました。

それは日本やドイツの製品は、製品としては素晴らしいが、基本的にそのベースになる技術開発ないし研究成果は、全部アメリカから出ているものではないか。彼らはアメリカの知的財産権にタダ乗りをし、安くて良い製品であるかもしれないが、それで大々的にアメリカに大攻勢をかけ、アメリカ市場ないしアメリカ産業をボコボコにしているということで、基本特許を強く守る、ないし司法の改革、アメリカの特許庁の改革をやって、アメリカの知的財産権を侵すものは断じて許さないと。これはアメリカ国内市場でも、海外市場でも同じような強行姿勢をとりました。

1995年にWTOが発足したとき、GATTの時代にウルグアイラウンドを行うとき初めてアメリカがTRIPSという、知的財産権のルールをGATTの場、いまのWTOの場に持ち込もうとしたのもアメリカの戦略的な意図があったわけです。そうしてアメリカがやってきた知的財産権の保護強化策と日本がとろうとしている知的財産権の保護強化策は、もともとベースが違うのでアメリカの真似をしても何の得にもなりません。現在世界共通の知的財産権制度はWTOに規定されている「TRIPS」と、100年ほど前になりますが「パリ条約」という、この2つのルールが基本的なルールになっているわけです。それをベースにしても、いちばん得をしているのはアメリカであり、これを無視して済んでいるのは中国

です。

日本政府は日本企業の方ないし産業界の方に、知財は大事だ、企業の方も一生懸命知財の取組みをやってくれと言いますが、いまの知的財産権の仕組みは、とにかく権利者に非常に過度に、細かな部分にいろいろな要求と責任を持たせています。また、3番目に書いていますように「各国独立の原則」が基本ですので、それぞれ権利を各国に出さなければいけません。例えば特許を中国に出そうと思うと平均で大体50万円ぐらいかかります。これを各社、例えば1,000件、中国に特許出願をしようとするだけでも莫大な金がかかります。そうやって世界は知的財産権を重視する、世界のルートもできた。皆さまが中国で商売するのであれば中国に出願をし、ちゃんと権利を守れ、自分で確保しなさいというわけですが、実態は中国企業100社、200社、500社、皆が一斉にルールを無視し侵害しまくると、いくら法的救済手段があるとしても手の出しようがありません。

例えば、コピーオートバイの問題、こちらにホンダさんの方がおられますが、ホンダさんがいちばんその被害に遭っています。何百社という中国メーカーがホンダさんのバイクをコピーします。「WTOのTRIPSのルールに基づけば、侵害者が出た場合は裁判で民事の救済ができます、したがって、中国政府も同じように被害に遭っているのであれば、我々は法律も揃えました、裁判所もあります、どうぞ訴えてください」と言うわけですが、ホンダさんが400社一遍に訴訟できるでしょうか。中国でも外国企業が訴訟しようすると、大体数百万円から、下手すれば1,000万円かかります。ホンダさんが400社を訴えた場合、1,000万円×400、こんなお金を訴訟にかけられるでしょうか。

こういうことを許せるのも、近代的な知的財産権法ができて数百年経ちますが、もともとヨーロッパで生まれたので性善説に立脚しています。したがって、「集団で無視する」ということは前提にありません。日本の反省も含めて皮肉っぽく言うのですが、日本の中小企業の方がよく言います、「特許庁が特許を取れと言うから一生懸命取った、ところが取引先の大企業にいじめられて何も使えない、何のための特許政策なんですか」とよく言われました。

私は中国に来て初めてこの意味が分かりました。集団で無視をする、ないし、優越的な地位にある人間が横暴な態度をとると、この法律は全く機能しないのです。日本政府がいまTRIPSのルールの中で、知的財産立国を目指すとって改革をしていますが、実はTRIPSのルールの中で世界でいちばん損をしているのは日本ではないかと思っています。つい昨年、これは新聞等でご覧になった方もおられるかと思いますが、何とアメリカに突然デジタルカメラの基本特許が出現しました。セントクレアという会社が持っていて、まず最初にソニーが訴えられました。アメリカ独特の陪審制度により、陪審の表決は日本円にして約30億円、ソニーは侵害しているので損害賠償を払え、という評決が出ました。実際にソニーがいくら払ったかは知りません。それに続いてセントクレアは、日本のメーカー、日本の販売店を含めて19社を一斉に訴えました。その後どうなったかは新聞も報じていないので分かりませんが、少なくとも日本円にして数百億円、日本のメーカーないし日

本の販売店が取られたことは間違いありません。

1990年代の初めに、オートフォーカス一眼レフカメラという日本メーカーが、世界に初めて素晴らしい商品を出しました。日本市場だけではなく世界中の市場で売れました。その日本メーカーをやっつけたのがアメリカのハネウェルという会社です。ハネウェルが持っていた自動焦点技術は、確かに、別の意味で良い技術だったと思いますが、少なくともオートフォーカス一眼レフカメラを特許権侵害で訴えられる特許だったのかということは、我々専門家の間でも、今までも大いに問題があると思っています。それをアメリカはプロパテント政策という名の下において、日本メーカーから数百億円の金を取りました。

アメリカは今でもそういうことを続けていますし、中国は今でも集団で無視をします。そういう間に立たされた日本は、アメリカにボコボコに金を取られ、中国メーカーに一斉に無視をされ、世界中に多くの特許をはじめ知的財産権を一生懸命確保しようとするわけですが、それが徒労に終わっているのが現実ではないか、と私は中国に来て痛感しました。これをよく考えてみると、TRIPS というルールは日本産業界の財産権を世界で守るには不十分である、という結論に達するのではないかと思います。日本政府が本来やらなければいけないのは、日本企業の財産が世界でしっかり守られるようなルールを皆で知恵を出し世界に提唱すべきではないか。少なくとも、アメリカにいじめられている国、中国に無視をされている国は日本だけではないはずで。

したがって、皆がハッピーになるルールを日本から提唱できるのであれば、多分、世界中の国は乗ってくるのではないかと思います。日本人ないし日本社会は御人好しです。例えばオリンピックのルールにしても、日本がちょっと得意になって金メダルを取ると、アメリカやヨーロッパの国がルールを変える。スキーのジャンプにしても突然勝てなくなる。平泳ぎも、頭をつけてはいけないと言われて突然弱くなる。今は変わりましたが。日本は標準の分野についても、政府のバックアップが弱いとか、国全体としての取組みが弱いのではないかとされていますが、この制度についても、日本が本当に知財立国を目指すのであれば、世界で日本の利益が守られるような仕組みを皆で考えていく必要があるのではないかと痛感しています。

日本として真面目に考えなければいけないと思うのは、アメリカと肩を並べるほど政治大国であり、お金が好きな中国は、きっとアメリカと同じことを考えているのではないかと感じます。それは昨今のITやバイオをめぐるアメリカ企業ないしアメリカ政府と中国頭脳の連携のスピードの速さです。アメリカが1990年代にITやバイオ等の研究開発で世界を牛耳ったとき、多くの中国人ないしインド人等の優秀な研究者を使ったという歴史があるわけです。中国政府は知的財産権を守り、ないしは保護し、彼が知的財産権に絡む部分で、2つの部分について政府活動報告をしています。前半の部分では、偽物取締りのことを話しています。この偽物取締りのところは、その他多くの経済腐敗と同じ位置づけで、彼は取組みを強化すると言っています。脱税、密輸、汚職等々、これを一掃する、健全な社会主義市場経済を築くための1つの取組みだと言っています。したがって、偽物取締り

は、中国政府にとっては知的財産権政策ではありません。

後段の部分で彼が述べた知的財産権の保護強化というのは、最先端の研究開発に力を入れるということのくだりです。中国は、これから世界の最先端の技術開発競争に、とにかく追いつく。そして、世界の先端研究立国を目指すのだというふうに彼は言った後に、その知的財産権を保護強化するというふうに説明しています。したがって、アメリカのことをよく見ている中国は、アメリカが世界の最先端研究をやって、基本特許をバカバカ取って、そこで日本ないしは多くのものづくり国家を叩いて金をとる、ということはよく分かっていると思いますので、多分そこを目指しているのではないかと思います。したがって、現在の、特に最先端の分野をめぐるのは、もともとアメリカが大好きな中国と、中国の頭脳を使いたいアメリカとが、多分日本の頭越しに手を組みつつある。

日本語を勉強する中国の若者は、どんどん少なくなっていますし、日本に留学するのも、多くは人文社会系、日本語を勉強して、日本企業ないしは日本人を相手に商売するという人は何人かはいますが、日本に留学して日本で最先端の研究をする人と、アメリカに留学をしてアメリカで最先端の研究をする人間の数は圧倒的に違います。こうした状況がどんどん続いていき、しかも今の知的財産権の制度が、アメリカと中国に有利なままでいってしまうと、日本の将来はどうなってしまうのかということを感じました。3年弱、北京にいて、いろいろなことを見てきた感想というか、日本としてやらなければいけないことは、こういうことではないかと感じました。

私からの話はこれぐらいにして、皆様方のご意見なり、いろいろなお話を聞かせていただければと思います。最後に私の北京センターのPRをさせていただきます。

資料の最後にホームページのアドレスが書いてありますが、いろいろな知財の情報を載せていますので、是非ご利用ください。また、月に一度ですが、『IPニュースレター』を発行しています。これは無料です。いろいろなニュースとともに、不定期ですが判例も日本語で翻訳したものをニュースレターとして発行しています。申込先はこのいちばん下のアドレスですので、是非ご利用ください。以上です。

質 疑 応 答

水田賢治（ジェトロ上海センター）

どうもありがとうございました。いま日高のほうからお話がありましたが、ちょうど3年間、北京にいらっしゃって、この問題を最先端で取り組んできたということで、時期的にも非常に良いタイミングでこの会合に来ていただいたのではないかと考えています。

まず、私から、思うところを申し上げてみたいと思います。先ほど、中国の、例えば留学生とか、優秀な人材がアメリカと手を組むということをおっしゃいました。私は上海にいて感じるのですが、上海には日系企業も非常に多いですし、日本語を勉強する人も多いという意味で、中国国内でも上海の人たちは、日本をわりと身近に感じていると考えてい

るのではないかと思うのですが、それなりに日本が好きで、日本に行って日本の企業で仕事をしたいという夢を持っていながら、実際に日本に行って仕事を探しても、なかなか良い仕事が見つからないとか、日本の企業の考え方、日本の社会の風土に馴染めず、残念ながら中国に帰って来て、日本のことをあまり良く言わない人が結構いるのではないか。中国人の活用は、これからの日本にとって大事だと思っているのですが、日本国内での知的財産も含めた環境整備について、個々人の意識が必要だと感じているのですが、そういうことについて何か感じることはおありでしょうか。

日高賢治（ジェトロ北京センター）

感想ありがとうございました。私は、小泉総理の下で作られた知的財産戦略本部、知的財産戦略事務局が作った日本の知的財産推進計画、一丁目一番地が大学の改革にあるわけです。大学の改革というのは、要は象牙の塔であってはいけないという、それはそのとおりです。もっと産業界に近い部分、もちろん学問をする場も当然必要ですが、学問だけでいいのか。中国はアメリカの真似をして、もう10年近くの歴史があるわけですが、産学連携というのをとにかく一生懸命やるわけです。実学に近い部分を大学もやる。そして、大学でやった研究成果を実際のビジネスに活かす。そういうサイクルをアメリカが回し始めたのが10数年前です。中国も真似をして10年前からそれをやっています。日本は遅れて、3年前にそれを始めたわけですが、その取組みがまだ不十分だということで、今回の推進計画でも、もっと大学の改革を進めるべきだというふうに言っています。

アメリカの大学と日本の大学が同じか。アメリカのメジャーリーグ、野球の仕組みと日本のプロ野球の仕組みは同じか。アメリカが、あれだけ競争が激しくて、活力があって、いろいろな野望を持った人間が世界中から集まってきているのはなぜか。大学の研究成果が役に立たないとは言いませんが、ビジネスの感覚とズレていたら、いくらそれが学科で評価されても、産業界の方からすれば「それは何やねん」というだけになるわけです。ところが、ゼニ儲けをしたいと思う連中が世界中から集まって、アメリカの大学で研究をして、自分が出した研究成果に多くの人が投資をしてくれる。自分もその会社の社長になって、「俺もビル・ゲイツになれるんじゃないか」と思う人間が世界中から集まるわけです。

そういう環境であるアメリカの仕組みと、日本のように、相も変わらず文部科学省から科研費という研究予算をもらって、教授になれば絶対クビになることもなく、会社に自分の講座の学生を送り込んで、会社からその見返りに研究予算をもらう。そういう仕組みを変えられない日本の大学が、アメリカのように本当になれるのかということをもまず議論しなければいけないのに、それを全然変えようとしなくてアメリカの真似をしても全く意味がない。

本当に、中国の優秀な方に、中国だけではない、世界中の優秀な学生に、日本に集ってもらい、どんどん研究をやってもらって、出てきた成果には、別に国籍を問わず、人種を問わず、多くの資金がその人に集まって、そこから第2、第3のマイクロソフトが出て

くるような環境が、本当に日本にあるのであれば、「日本に来てください」と言わなくても多分来るでしょう。そうではない現状においては、どれをどう変えるのかということをやらないと、多分、中国とアメリカの間に日本は埋もれていくのではないかと私は思っているのです。

それでもいいんだ、日本はアメリカと中国の間にぶら下がって、それなりに生きていけばいいんだと言うのであれば、それはそれで、そのための仕組みを考えればいいのですが、「いやいや、中国には負けられない、日本は最先端の研究開発をどんどんやっていくんだ、知財立国で、最先端工業国を目指すんだ」というのであれば、また別の選択をやらなければいけないのではないかとこの気がしているのが私の感想です。

アメリカについて言うと、まず、アメリカの知的財産権の、商標権なら私も何となく理解できないわけではないのですが、特許権という非常に専門家でなければ分からない部分の技術のぶつかり合いの裁判を、なぜ一般のど素人の陪審員が裁けるのか。そもそもそこがおかしい。

これは民法原則にいつてしまうので何とも言えないのですが、懲罰的な賠償金、今回のソニーさんは違うと思うのですが、当時のミノルタさんがハネウェルにやられたときには、懲罰的賠償金でやられました。3倍賠償です。莫大な損害賠償金を取られました。それで本当にいいのか。物を一生懸命に作って、消費者に利益を与えた人を、そしてイノベーションを起こしたのは誰なのか。その人を本当に守るのが知的財産権制度ではないのか。ハネウェルはハネウェルで、優秀な研究をし、アメリカの軍事力の近代化に貢献している会社だとは思いますが、一眼レフカメラを世の中に提供して、世界中の消費者に提供して、写真を撮る面白さ、生活の中でいかにカメラを使うか、その楽しさを教えたのは、多分ミノルタさんをはじめ、日本のメーカーだと思うのです。その人がなぜ、アメリカの軍事メーカーから莫大な特許料を取られなければいけないのか。

売上金に相当するまでの金額をなぜアメリカに取られるのかということ、もう少し真面目に日本は考えたほうがいいのではないかと思います。その反省がなかったから、またぞろセントクリアなどというとんでもないヤクザまがいの会社に、ソニーさんをはじめ、これから多くの日本のデジタルカメラメーカーは、莫大な金を取られるでしょう。そのことをなぜ日本政府は言わないのかと思うのです。

そもそも今回のセントクリアというブローカーめいた法律事務所、コンサルタント事務所が作り上げたデジタルカメラの基本特許などというのは、特許になるはずもない特許なのです。もともと某何とかというベンチャー企業が持っていた、パソコン上で画像をどうこうするという特許、その中小企業が潰れたものですから、セントクリアが2万ドルで買い取った特許なのですが、それが再出願、再出願等で、当然それは中小企業ですからアメリカにしか出願していませんでした、当然公開もされていません。

どういう出願があったのかも分からない状態で再出願、再出願を繰り返して、セントクリアという悪賢いヤツが、これはデジカメを標的にすれば金が取れるということで作り上

げたでたらめな特許なのです。それが堂々とまかり通るアメリカの社会、それはトリップスでは規制ができない。それで日本は、また数百億円取られます。こういうことが本当に許されているのかということ、日本政府は本当に真面目に考えなければいけないのではないかと思います。

森田良氏（富士フィルム）

この会合に今回初めて出させていただいたのですが、全体の大きな話というよりも、いまご説明いただいたことで1点お伺いしたいと思います。2枚目のパワーポイント（15頁）のところ、先ほど、日高さんもおっしゃっていたように、我々はまだ何も対応がとれていないということで、これから中国の中でやっていかなければいけないと思っていますが、「専門的知見、多くの経験を学ぶべき」とあり、そのいちばん下に「専門家の選定にも慎重な判断を」というふうに書かれていますが、ここで、どういう点を慎重に判断していったらいいかということをお教えいただければと思います。

日高賢治（ジェトロ北京センター）

これは私の経験です。中国にも多くの立派な弁護士さんがおられます。実務に長けた方、裏の力学の使い方をよく知っている人、いっぱいおられますが、私が信頼しない弁護士さんは次のような人です。「私は の役所の立派な人を知っています」「私は共産党の幹部の さんに通じています」ということを初対面で言う人は、私は信用しません。もちろん、最初に紹介したように、中国の裁判所はこういう仕組みですから、純粹に法律だけでは片付かない問題がいっぱいありますが、最初にそれを言う人は私は信用しません。実務の能力は、いろいろなことを相手に質問をぶつけなければ、本当にその人の力がどれだけあるか分かりません。自分が知っていることで、わざといろいろな質問をぶつけてみることが大事ではないかと思います。それにちゃんと、まともに答えられるかどうか。

中国の弁護士さんは非常にお金が高いです。時間当たり、いちばん若い弁護士でも150ドルは取りますし、立派なパートナーになりますと300ドル以上取る弁護士さんもおられます。したがって、いろいろなケースによりますが、一審の訴訟だけでも、1,000万円以上かかるケースもあります。そういうケースの中で、とんでもない口先だけの弁護士に当たってしまうと、金をドブに捨てるだけになってしまいます。

中国でいちばん厄介なのはマスコミの問題です。日本企業が中国メーカーを訴えた。仮に敗訴したとします。マスコミの騒ぎ方、「また日本企業が横暴な態度で中国メーカーをいじめた。我々はこういう連中に屈することなく、自分たちの知的財産権をしっかりと守っていかなければいけない」という論調の新聞がいっぱい出ます。多分、不買運動までは起こらないとは思いますが、最悪のケース、そういうことにならないとも限りませんので、とにかく裁判をするときには、その辺まで念頭に置いてやられることをお勧めしたいと思います。

宇野元博氏（オムロン）

昨今、政府関係者も含めて、いろいろな団体などが北京等を訪問して、知識産権局などにいろいろな要望書などを出しています。ああいうのは、日高さんの目から見て、どの程度有効に作用しているのか。もっと別のことで彼らに言うことをきかすというか、民間であれ官であれ、いろいろな要求を通すのに有効なやり方はないのか、経験上のお話で結構ですが教えていただければと思います。

日高賢治（ジェトロ北京センター）

率直に申し上げて、現時点で、国際保護フォーラムミッションをはじめとする多くのミッション団が中国政府に出す要望書、特に法律改正事項については、全く意味がないと私は個人的には思っています。それは、先ほどもちょっと触れましたが、これはあくまでも中国の主権の問題でありますし、中国政府は、国内産業の育成、中国国民の利益に責任を持つ組織ですから、仮に日本企業が出した要望が、確かに「なるほど」と、これが中国の産業発展につながるとか、中国の国民の利益につながるのであれば、多分それはやるでしょう。少なくとも偽物取締りについてはやるはずなのです。これは、中国の消費者がいちばんの、最大の被害者でもありますから、中国政府はその点においては一生懸命に取締りを行っているわけです。本当に偽物かどうかは消費者にも分からない、買った消費者が非常に不利益を被るものであればやるでしょうが、消費者が偽物であると分かって買っているもの、また海賊版のように、消費者がいちばん得をしているものについては、中国政府はやる必要はないと思うでしょう。

やはり、中国にはさまざまな問題がありますから、順番に片付けていかないといけないという中で、プライオリティ付けがどこにあるのかという問題もありますし。アメリカのように、別のところで報復ができるのであれば、中国もある程度、そこは「分かった」ということかもしれませんが、そうではないところで日本がいくら何を言ったとしても、日本企業のためにやってくれることは多分、何も無いと思います。

これは勉強のためですが、なぜアメリカがWTOという場に、TRIPS という知的財産権の仕組みを無理矢理押し込んだかということについて言うと、皆さんご案内のとおり、WTOにはいろいろな協定があって、言うことをきかないときには別の手段で対抗措置がとれるわけです。知的財産権そのものの制度で言うと、実は国連の下部機関にWIPOという立派な機関があり、そこで世界の共通ルールはどういうものがふさわしいのか、いろいろな議論をしています。にもかかわらず、なぜアメリカでTRIPS というルールをWTOの場に持ち込んだか。アメリカは、知財で言うことをきかないものは別のところで制裁を加える、いじめることができる。したがって、それを言うことをきかせるために知財のルールをWTOにまで持ち込んで、しかも基本的なことだけ、アメリカにとって不利でないものばかりを持ち込んだ。

お答えとしては、中国政府は、日本が何を言ってもきかないでしょう。朱鎔基前首相の昨年3月の政府活動報告にもありますように、多分10年後ぐらい、ないしは20年後かもしれませんが、中国の研究開発レベルが、世界を牛耳る、IT、バイオ、薬品等の分野で世界レベルに達したときには、アメリカのような思い切ったことをやるのではないかと思います。しかし、それまでは多分ナアナアでいくでしょう。そう思います。

竹本一志氏（サントリー）

日高さんのお話を聞いて、知的財産問題の深さをかなり勉強させていただいたと思います。私どもの会社でも、ヨーロッパでワインやウイスキーをつくって世界中に売っているのですが、ヨーロッパでは、原産地表示はかっちり守ります。日本でもそれは守ります。銘柄自体はブランドがあって、それを買う喜びがあると思います。ところが日本国内では、山崎も原料は全部山崎で作っているわけではないわけです。商慣行は、郷に入れば郷に従わざるを得ない。しかし、集団侵害行為とか、大企業の横暴とか。これが始まると、いずれにしろ相手方企業が対応できる話ではないというお話でしたが、この辺りについて何か政府ができるような仕組みがあればと思うのですが。

WTOは、基本的にはアメリカのためにあって、ほかの国には役に立たない。アメリカの通商法、スーパー301条とか関税法337条とか、こういう武器を持っていて、通商問題として知的財産問題もあげられるような形になっている。そういう仕組みとか、WTOから離れてFTAの流れになっていますね。自由経済圏づくり、例えば東アジアに自由経済圏を作るということを日本も考えていると思うのですが、日本政府がそれを考えるときに、最低限守らなければいけない知的財産ルールを再度挙げていただいて、そこでやれるような制裁措置を協定間で作っていく。5年、10年かかるのかもしれませんが、そういうのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

日高賢治（ジェトロ北京センター）

まさにおっしゃるとおりで、そういうことを本当にやらなければいけない。日本は今まで、政府、産業界をあげて、いろいろな審議会の場を持っていますが、そういうことはほとんどしていないですね。もっと真面目に、小泉総理自身、知財の問題は大事だと言っているのであれば、そういう議論をすべきだと思うのです。何か聞きかじって、ちょっと専門家ぶった人間がトップになって、アメリカがやってきたことをそのまま並べて、「ほら立派でしょう」ということをやっても全く意味がない。本当に日本にとって何が利益になるのか、TRIPSの仕組みのどこが悪くて日本は損をしているのか、何がなくてアメリカが横暴な行為ができるのか、そういうことを真面目に議論したほうがいいのではないかと私は思っています。

国には立派な審議会があり、多分、各社の社長さん、会長さん、皆さんの会社の代表者の方がその審議会のメンバーに入っていると思うのですが、そういう方に是非発言してい

ただきたい。役人から渡された、ないしは部下から渡された紙を読むだけでなく、そういう方から発言が出るような形になれば、日本も少しは変わっていくかなと考えます。

浜野昌也氏（シャープ）

知財は専門ではないですし、また上海IPGの会合も途中から参加させていただいているので、非常に浅はかな考えかもしれませんが、途中から参加している中で感じるのは、こういった形で各社が集まって、1つの単位になって働きかけていく形ができてきたということは、ものすごく意義があることだと思っています。しかし、いまひとつ相手ははっきり見えていないような感じが何となくするのです。

会合の中では、税関の方を招いていただいて、実際に情報交流をやっていただいたりとか、そういう場も増えてきているのですが、例えば日中間の投資について言えば、日本側には日中投資促進機構というのがあって、中国側には中日投資促進委員会がある。そういうカウンターパートナー関係みたいなものがあるって、同じ土俵で同じテーマについて話し合うということが、何らかの形で成果を収めてきていると思うのですが、今後IPG、上海、北京という単位を含めて、やはり中国で知的財産権を保護しなければならない立場にある人を、カウンターパートナーのような形で土俵に出していくという働きかけが必要なのではないかという気がしています。

日高賢治（ジェトロ北京センター）

確かにおっしゃるとおりで、北京でIPGがもう3年ちょっとになりますが、活動の意義がよく分からない、結果がどうなったかもよく分からないということは、まさにそのとおりだと思うのです。知的財産権制度の仕組み自体が、直接投資の問題や貿易の問題と関係ない。誰が当事者になるかということ、中国の全国民が当事者なわけですから、突然どこから侵害者が出るか分からない。どこにライバルメーカーがいるかも分からないし、誰が侵害者になるかも分からない。

中国政府と我々が話をして、ルールはこういうふうに作ってくださいとか、運用はこういうふうにしてください、取締り活動はこうしてくださいというのができたとしても、結果的に侵害するのは、中国の我々の知らないメーカーですから、当然、結果が見えない。先ほどから何度も言いますように、我々が、いくら法律に基づいて、中国のルールに基づいて権利を一生懸命確保したとしても、無視する連中が出てくるとどうしようもなくなる。無視する連中に、「お前、やめろ」「損害賠償を俺に払え」というのは、このルールだと自分がやらなければいけない。したがって見えないのは当然なのです。

今の仕組みで言うと、IPGとして何をしなければいけないのかということ、やはり皆で、それぞれの経験を持ち寄って、どういうことをすると本当に効果があるのかとか、どういう者がどういう行動をするから、契約上はこういうことを念頭に置いてきちり守らなければいけないとか、どの役所のあいつはけしからんとか、どの裁判所のあの判事はけしか

らんとか。例えば会社を訴えても全く意味がないとか、そういう裏口の方法を共有し合っ
て、少しでも自分が受ける損害をなくしていく、そのくらいではないかと思うのです。限
界がどうしてもあるように思います。それこそ投資の問題や何かと違って、特殊な世界で
すから。

浜野昌也氏（シャープ）

ただ、日本側の知的所有権、財産権を守るためにという形で、これを守れ、これをやって
くれというようなスタンスでアプローチをすると、なかなかうまくいかないと思うのです。
実際には、最近R & Dとかも含めて投資活動が盛んに行われているという、経済的な効果
も織り混ぜながら、何か日中双方の知的財産の格上げを、双方でやっていきましょうとい
うような、そういうアプローチの仕方をしたらどうなのかなという気がするのですが。

日高賢治（ジェトロ北京センター）

やはり、中国政府ないしは中国企業の考え方が、極めてアメリカに近いということもあっ
て、本当にいつの段階でいつどれだけ儲かるのかということを確認に言わないと相手は乗
ってこないわけです。日本人のように、とにかくフワフワとして、「まあ、やってみようじ
ゃないか」というくらいだと多分乗ってこないで、そこを日本政府として、メーカーな
いしは業界団体としても、頭を切り換えて、そういう中国人の考え方に近い、彼らに乗っ
てくるような仕組みをこちらが提示できれば、向こうはすぐに乗ってくると思うのです。
抽象的ですが、そんな感じではないかと私は思います。お互い、本当に儲けられる仕組み
をとにかく提示できればと思います。

知的財産権も、いまの状況が続くとアメリカと中国の共有に。中国にとってみればこれ
ほど強いパートナーはないと思うのです。「アメリカ人と俺は一緒に財産を持っている。俺
が放っておいても、アメリカが多分、日本企業、韓国企業をぶっ叩いて金を取ってきてく
れるだろう、それを山分けしよう」。日本企業と組んで財産権を持った、韓国企業が何かや
っている、ガンと行って日本企業が金を取ってきてくれるかということ、多分そうではな
い。日本企業と中国企業が組むと、世界中から金を集めてくるのは中国人の役目、上手に
財産権を作るのは日本人の役目、そういう役目だったら彼らも乗ってくるかもしれない、
彼らも多分、上手かもしれないしと、そんな感じかなと思ったりもしていますが。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

時間もだいぶ押してきているので、これをもちまして日高の話は終わりにします。

【講演】

サントリーの中国における知的財産戦略

サントリー

知的財産部 課長

竹本一志 氏

サントリーは 1899 年の創業、1963 年、現在の社名に変更された。2003 年 12 月末現在、グループ会社 169 社、従業員約 1 万 8,000 人、2003 年度連結売上高約 1 兆 3,200 億円、連結経常利益 560 億円である。そのうち、サントリー本体は従業員約 4,500 人であるが、売上高約 7,700 億円、経常利益 250 億円と、グループの売上高及び利益に関してもその約半分を占める。2003 年 10 月 1 日に大幅な組織変更を行い、グループ経営戦略会議を頭に、コーポレート部門がグループ全体を統括し、事業部門は食品カンパニーなど 5 つのカンパニーから構成され、ビジネスサポート部門がこれを支援する形態となっている。知的財産部は、コーポレート部門に属し、関係会社を含め、すべてのグループ知的財産関連業務を統括している。

売上構成は、酒類が後退し、2002 年末には、約 4 割にまで縮小したが、代わって食品（清涼飲料水）が大きく伸び、約半分を占めてきた。

サントリーの強みは、コスト競争と短命な商品群のひしめく状況にある飲料分野にあって、「ブランド戦略」の巧妙さと知名度の高いメガブランドを多く有することである。知的財産部の活動も、商品戦略に沿うことが要求されている。

現在、サントリーは中国において 8 つのグループ会社があり、上海に三得利（中国）投資有限公司（ホールディングカンパニー）がある。上海と昆山にそれぞれビール工場を持ち、清涼飲料についても 2 つの工場を有しており、ビール、清涼飲料の製造、販売を行っている。

中国事業の歴史は、まず、1971 年に前会長であった故佐治敬三氏が中国を訪問したことが始まりで、1979 年にウイスキーの輸出を開始。1981 年に中国で初めて開催された北京国際マラソン大会に協賛した。

ビール事業は、1984 年に江蘇省連雲港市に合弁会社を作り、ここでビールの生産を開始した。1995 年に、現在の事業の基礎となる事務所とビール工場を相次いで上海に設立し、1996 年から稼働。同時期に、烏龍茶やジュース等も販売を開始し、食品事業にも着手した。

ではなぜ上海からスタートしたかということ、言うまでもなく上海は現代中国の文化、商業の中心地であり、マーケットエリアである揚子江下流域の人口が、事業開始当時でさえ、日本の首都圏に匹敵していた。そこで活気溢れる上海周辺に事業エリアを特化した。その後、1999 年に事業が拡大し、複数のビール工場等、関係会社を設立したため、それらを統括するためにホールディングカンパニーを設立した。

2003 年のサントリービールのシェアは、上海エリアで全体の約半分の 44% を占めている。サントリービールは、上海のビール市場の約 7 割を占めるとされる大衆向け商品であり、

シェア44%ということは、その大衆向けビールの販売の約60%を占めているということで、一般消費者の認知度は非常に高い。

中国の全ビール消費量（2002年、キリンビール調べ）は、年間約2,350万キロリットルで、国別総消費量1位の米国に迫り、近年中にこれを抜く勢いである。1人当たりのビール消費量は、日本が54リットル、ドイツが122リットルで、日本はここ数年横這いであるのに比べ、中国全体では19リットル、上海でもその倍程度で、今後まだまだ大きく伸びる市場という見方である。

1996年に販売を開始したサントリービールは、1998～1999年あたりから販売量が急速に伸びた。その頃、出現した模倣品への対策が、サントリーの模倣品対策活動の原点となっている。

サントリーの知的財産活動は、基本的には創業時の「赤玉ポートワイン」から始まる個別ブランド育成の歴史である。「角瓶」、「オールド」、「響」、「ウーロン茶」、「なっちゃん」といった、「サントリー」というコーポレートブランドを前面に出さずとも売れる商品づくりというものを追求してきている。また、技術の基本は、酒類製造業が得意とする、いわゆる発酵技術、バイオテクノロジーが基盤となっている。医薬品事業は、現在第一製薬との共同出資会社においてその活動を行っているが、バイオ医薬としては日本初でインターフェロンガンマを上市した実績がある。この他、現在花の色素関連遺伝子を組み換えて、青いバラを作る研究を10数年続けている。現在さらに、健康食品を重点事業分野と位置付け活動を展開している。

サントリーの「知的財産部の活動理念」は、全社グループ戦略と統合した知的財産戦略を組み立て、発明者や創作者など社内顧客の満足を追求した徹底的な現場主義とコミュニケーションの確立による事業への貢献ということで、個々の問題を体感して解決するという方針である。そして、既存事業分野においては埋もれた発明を掘り起こし、科学的裏付けが必要な新規事業分野においては、R&Dと連動した強い基本特許を構築し、また、新事業分野であるアジア・中国エリアにおいては模倣品の排除とブランドの防衛を実施することで、事業基盤を磐石とし、企業価値を高めるとというのが、サントリーの知的財産戦略の基本方針と位置づけている。

「2004年の知的財産部活動方針」には、「新有望ビジネスエリアであるアジア・中国での活動強化」があり、これは今後数年間に渡る課題であるだろうと考えている。「中国・アジアは、酒類・飲料事業の巨大な市場」という位置付けである。一方、欧州、米国、日本は市場としてはすでに成熟し、今後、再び大きく拡大する可能性はそれほど高くない。ところが、中国では、食習慣の変化などによる市場拡大の可能性が極めて高い。

経営資源を集中すべき中国市場で大きな課題として捉えているのは、製品保護やブランドを育成しなければならない一方で、ブランドイメージの低下が懸念される知的財産侵害が多発していることである。

サントリーが手がける食品事業では、模倣品による健康被害の可能性は非常に大きな懸

念材料であり、もし模倣品が原因で消費者に健康被害が出た場合、会社は社会的責任を負うと捉え、小規模な模倣事件であっても叩くべきものは叩くという姿勢で動かなければならぬと考えている。事業を保護し、他社との競争優位を確保するためにもこれは必要であると、経営層も認識が深い。

1997年、サントリービールの「白」と「金」を発売した際に、1ヶ月半後に模倣品が出現した。その時の模倣品は、空ビンに別中味を入れ、ラベルと王冠を偽造してそのまま貼り付けたというものであった。そのためラベル、王冠に工夫をこらしたが、結局うまくいかなかった。

1999年、それまで使用していた共通ビンをサントリー専用ビンにした。中国で使われている共通ビンは粗悪ですぐ割れてしまい、新品の共通ビンのうち、2~3割は割れて使いものにならない。逆に、強度が保証されているという意味で、新品よりも市場から戻ってきた回収ビンのほうが価値があるといった状況であった。そこで、専用ビンに「三得利SUNTORY」というロゴを入れた。そのロゴ入りビンの商品を小売店に配送し、その瓶1本0.5元の徴収金を課した回収システムや、間違いが起らないように、ケースそのものも、24本ケースが標準だったものを、20本ケースにして、その回収の確率をさらに高いものにしたということで、1999年以降はビールについては模倣品が出なくなった。

サントリーの中国での知的財産活動の視点は、中国事業では中国国内の市場ニーズに応じた商品設計をするということにある。中国商品専用のネーミングやデザインを現地ホールディングの判断で採用するという一方で、最終的にネーミング、デザイン、中身の仕様を全部現地が決定する。

海外カンパニーの知的財産を管理する上で重要なことは、国内でのビール、食品の事業とは別に全く独立した環境で管理していくということである。

そうした中で、東京の知的財産部と現地上海での仕事のやり方と責任については、大まかに、次のように決めている。

中国での商品のネーミング、デザインは、基本的に現地上海で創作し決定する。これに伴う市場調査や消費者調査は現地上海の業務である。

現在中国では、過去日本でとってきた戦略とほぼ符合しており、「SUNTORY」や「三得利」といったコーポレートブランドを前面に出し、コーポレートブランドの認知度を上げて商品を販売している。しかし、中国では日本より早くプロダクトブランドの時代がくると見ている。

知的財産に絡む実施可否の判断は、現地に責任者がいないため、最終的に本社の知的財産部が行う。これに伴う調査は、東京の知的財産部の業務である。飲料事業における知的財産問題の特徴は、容器デザインの意匠権に関するものが相当数を占めることである。容量が画一的であることから、容器である瓶の形状は類似してくる。中国では日本と異なり、無審査で意匠登録されるため、新たな瓶形を作り意匠調査をすると、日本であればこれは似ていると言われるなどといったようなものがほぼ間違いなく上がってくる。したがって、

新たな瓶や新たな容器を開発するときは、必ず法的判断が必要になる。

出願等の管理については、東京の知的財産部が直接現地の代理人とのやり取りも行うが、手続きは通常日本の代理人を通して行っている。これは、中国の代理人を信用していないわけではないが、必要十分な情報・選択肢の入手、客観的な中国情報の把握のためには、コストは必要と考えているからである。

これまでに、裁判で訴えられたということはない。ただ、商標の許諾交渉は、三得利（中国）社内の知的財産担当中国人スタッフがあたっている。交渉の現場には、日本人は基本的に最終局面くらいしか出ていかない。

第三者の侵害行為の監視ということで、中国では定常的な市場調査をしており、侵害品の収集や情報整理はできてきた。模倣品発見後は、東京の知的財産部が対応するが、東京からの遠隔操作による現地弁護士との打合せ、現地関係当局への問合せなどの調整業務を三得利（中国）の現地担当者に依頼している。

新製品が市場に供給される時期に毎年定期的に類似品調査を、上海地区、広州地区、北京・天津地区の3ヶ所で行っている。というのもこの時期、模倣品が出現するからである。また、模倣品業者は盗用したデザインを冒認して意匠権登録することがある。投訴して取締りを申請しても、その冒認意匠権に基づき抗弁された場合、これを取り消す審判を行わざるを得ないが、審判に費やす期間が長期化すると市場の活性時期に取り締まれず、実質的な対策が講じられないことになる。昨今、日本国内のみ販売している商品の模倣品が出現するようになり、冒認意匠権無効化の証拠作りのため、既存の「烏龍茶」、「BOSS」、「DAKARA」といった日本商品を中国の新聞「経済日報」の1面を使って掲載した。

サントリーが上海で獲得したブランドの認知度は、中国向きのネーミングとデザインの選択が成功の要因であろう。それを十分に保護できていなかったことは、知的財産管理上の反省点である。

サントリーのオレンジジュースは、オレンジにリボンを巻いたようなデザインを使用している。これはオレンジをプレゼントするという意味の商品コンセプトである。サントリーが現地食品会社を作った1995年の翌96年夏にデザインを決定し、市場に投入したものである。

1999年5月模倣品が発見されたが、模倣品業者は1999年4月に意匠出願していた（登録1999年10月）。意匠出願をかなり意識した上での販売であると思われた。反不正競争法に基づき工商行政管理局に行政処分を申請したところ、模倣品業者は意匠権登録をもって抗弁してきた。2000年3月に知識産権局に登録取消しを申請した。この審理には、2年を要した。意匠権登録の取消し後、2002年7月に工商局により187万枚の未使用ラベルが処分されたが、結局、解決に約3年2ヵ月を費やした。

意匠権を持たねば、模倣品に対して反不正競争法で争うしかなく、処分申請までに著名性を示すための証拠や宣伝広告資料を提出せざるを得ず、準備に多くの労力が必要であり、また、冒認意匠権への対応までも求められ、対策が長期に及ぶことになる。

現在、サントリーの製品は、リニューアルを含め全製品のデザインが変更され、全て意匠出願がなされた。

また、現在日本のみで商品化されていて、中国では商品化の予定のないものであっても、将来、製品として展開の可能性があると思われるものについても意匠出願している。したがって、意匠出願は模倣品の出現に伴い、2000年あたりから急速に増えている。商標については、日本で販売している商品名をそのまま音で取って漢字を貼り付けるのか、それとも、意味で取っていくのかといったようなことを判断する必要があり、意匠権のように、とにかく出願しておくということができないのが今後の課題である。

また、模倣品の多くは、果汁含量や添加物の表示に虚偽があり、産品質量法に基づき質量技術監督局に取締りを要請している。模倣品食品による健康被害の阻止のためにも、現在では、模倣品を発見したら、第一に、品質検査を行っている。

サントリーはこれまで上海エリアを重点に事業活動を行ってきた。華南、華北でもすでに事業を始めており、今後は華南や華北の行政当局との連携を強化していきたいと考えている。

日本は市場が1つなので、日本人から見れば、上海で著名であれば、中国全土でも通用すると思われるかもしれないが、ビールや飲料の分野では北京と上海では市場は全く別であり、中国の今の競争社会では、後発組みが不利ということを見ると、意匠権などの知的財産権をもたないと、事業上の自由度が阻害されるという現状を認識し、知的財産形成へ積極的に取り組みたいと考えている。

質 疑 応 答

水田賢治（ジェトロ上海センター）

竹本さん、どうもありがとうございました。非常に面白く、事例も豊富でわかりやすかったのではないかと思います。若干時間があるので、またここでご質問等受けたいと思います。

朝日智士氏（東芝）

大変わかりやすい、面白い説明をありがとうございました。1つ質問ですが、いま見せていただいた感じだと、工商局と技術監督局を使った摘発活動をされているというふうにお見受けしたのですが、私どものような電気業界だと、中国で作ったものが、例えば東南アジアに流れるとか、あとはウルムチ抜けでロシアに流れるとかいうことがあるのですが、竹本さんの業界でも、同じようなものはあるのでしょうか。あと、実際税関で摘発とかをしたご経験とかはありますか。

竹本一志氏（サントリー）

税関で摘発というのは、いまのところないと思います。

ですが、お酒の場合はタバコと同じで、偽造そのものが税法とかいろんなものが絡んでくる、犯罪も根の深い犯罪なので、あまり表に出ないというか、表に出せないというか、そういった類の事件ですね。

別所弘和氏（ホンダ）

事例の中で、T S Bに処罰決定を出していただいて、製造を差し止めるということですが、この模倣者は、その後、再犯といったことはどんな感じでしょうか。

竹本一志氏（サントリー）

その後再犯はないですね。1999年、2000年、2001年、2002年とやってきて、過去は、いわゆる上海市内のお店、スーパーとか、模倣品と当社のジュースとかが並んで売られていたという状況があったのですが、いま、去年の調査で上がってきたものは、いわゆる大きな食品市場でした。問屋さんに並べてあるものは発見するのですが、市場のお店に並んでいるということは、ほぼなくなってきています。

別所弘和氏（ホンダ）

それはどういう効果だったのですか。というのは、その産品質量法に基づいてすれば、この場合も改善命令となっていますから、要は改善すればいいわけですね。3%だったものを、表示を正直に書くとか。

竹本一志氏（サントリー）

そうなんです。

別所弘和氏（ホンダ）

それで済むような感じかなと。つまり、再犯の可能性が高いような気もしたのですが。どこがポイントなんですかね。

竹本一志氏（サントリー）

質量技術監督局の使い方だと思うのですが、基本的には表示類似云々で、いわゆる混同とか、そういったことを議論しているわけではないのです。製品の虚偽表示があるからということではいるのですが、実際にはこの処罰を下ろすときに、結局同じものを出さないということが働いているのだらうと思うのです。だから、工商行政管理局でそのラベルを使うなというのと同じような効果がたまたま出ているのは、そういう行政の圧力になるのかと思いますが、経験上、質量技術監督局だけでも止まるように思えるという状況です。

竹内博文氏（TOTO）

いまの商標とか意匠については、無審査なのでたくさん発覚したときには、もうすでに物が出ているということで、対策として、すでに公知化するというので、新聞広告を載せるというやり方がありましたが、それでもやはり、取り消しまでに1年くらいかかるのですか。それとも、公知資料がすぐであれば、もっと早く取り消すことができるのでしょうか。

竹本一志氏（サントリー）

いままた、ちょっと1つ2つ潰さなければいけない件があって、大体の期間を統計的に見ているのですが、早くて1年くらいあれば取り消されるという感じです。また、知識産権局が取消申請を受理するまで、2カ月くらいは時間がかかります。

安全を見れば、取消してから売り始めるということなのですが、そうもいかないときは、取消申請が受理され、証拠資料が確実にあれば、取消されるとの判断をして実施することがあります。この判断をすべて現地に任せると非常に危ないと考えており、東京と上海で検討しています。

好田良弘氏（日本機械輸出組合）

話の最初のほうで、結局模倣品対策は儲けにつながらなくて、仕事をする上でストレスになるというお話があったと思いますが、それは多分、会社としてもストレスがある。

あと、担当する人にとっても、結局、会社の業績に直接つながらなくて、個人の勤務評価につながらないという面でストレスがあったのかなと思ったのですが、そこで、その担当者に意欲をもってもらうために、奨励策をしたというようなことがあれば、お聞かせいただければと思います。

竹本一志氏（サントリー）

奨励策というよりも、やはりトップが、「それは重要な業務だ」と位置づけると、マネージャーは評価できるわけですね。そういう活動は、去年一応終わったかなと思います。

トップには、アジア・中国に金がかかるのは、事業に金がかかるのと一緒で、これはコストとして必要なコスト、必要な工数ということで、いまは認識いただいております。

逆に、やらないと、コンプライアンス上の会社の責任も果たせない。食品メーカーである以上は、これは絶対だというような位置づけに、もうすでになったと思っています。こういう状況です。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

時間になりましたので、これもちまして、第8回上海IPGの会合を終了します。事務局からいくつか連絡がございます。このIPGの会合を行うときには、毎回大体1カ月く

らい前に幹事の方に集まっていたいて、幹事会をしているのですが、ここで1つ決めたことがあります。今回も皆様にIPGのメンバーリストをお配りしておりますが、上海のIPGのメンバーも、発足当初の47社から、いまは104社にまで増えております。大体毎回50人くらいの方に参加していただいているのですが、その中で、上海IPGは入りたいという意思があれば誰でも入れるという手軽さもあって、名前だけメンバーになっている方がいらっしやいます。今回8回目になるのですが、最初から1度も会合に出ないという方が、ざっと見て5社くらいいらっしやいます。こういう会を盛り上げていく意味では、やはり、やる気のある、皆さんのように会合に参加していただける方を、より積極的にサポートしていきたいということで、これまでに1度も活動に参加してなく、あと2回の会合を待っても会合に参加しない方は、その時点でメンバーから外れていただき、一度、会員の整理をさせていただきたいと思っております。当然、今回来ていただいている皆さんについては全然問題ないので、特に異議のある方はいらっしやらないと思っております、ご了承いただければと思っております。

それで、今後の予定ですが、冒頭にありました「IPGの権利集と摘発支援情報集」については、北京とも調整を図りながら進めていき、またいろいろとご連絡する点については、メール等でご連絡をしていって、3月下旬には是非完成させたいと思っております。

それと、今後の上海IPGの活動についてですが、次回は、3月12日に行います。テーマは、上海の渉外特許事務所を2社招き、その渉外特許事務所がこれまでに扱った知的財産侵害に関する案件の実例報告を2社の方から1時間くらいずつ、日本語で紹介してほしいと言っていますので、それを予定しています。案内は、春節明けくらいになるかもしれませんが、またご連絡します。

さらに、先ほども何人かの方からお話がありましたが、このIPGの会合を、今後とも盛り上げていくということ、また、中国企業や中国の関連団体との連携も深めていくという意味で、前回11月の会合でアンケートをとったときも、中国企業の知的財産戦略を聞きたいという声結構あり、5月あたりの会合で、ハイアール、あるいはTCLといった中国のトップブランド企業に来ていただくというような仕掛けを考えています。

それでは、これもちまして会合を終了します。ありがとうございました。